

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
6	令和5年 5月24日	全国靈感商法 対策弁護士連 絡会の不当な 声明に対する ことについて		<p>全国靈感商法対策弁護士連絡会が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」を公表し、声明文を全国の1,788自治体に送付したと発表した。本件声明は、貴議会にも届いていると思われる。</p> <p>本件声明には、4つの趣旨が掲載されているが、本件趣旨に基づく決議がなされれば、いずれも国連宣言に違反し、憲法違反となる恐れが大いにある。</p> <p><陳情趣旨></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにすること 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮すること <p><陳情理由></p> <p>世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下、家庭連合）の信者およびその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けている。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものである。</p> <p>仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがある。</p> <p>国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択している。そこには、全ての国は「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられている。</p> <p>全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別および不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰を持った県民に対する不安と偏見をあおり、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものである。</p> <p>国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置を取るべきである。何とぞ、本意をくみ取るよう重ねてお願い申し上げます。</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
7	令和5年 5月24日	公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて		<p><陳情理由> 近年、全国各市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、産経新聞、月刊誌などの各種メディアで報道されている。 最近では共同通信が調査した記事が報道され、その実態が報告されているが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（または、させられている）ことに驚愕している。特に、市議に勧誘され、「購読しなければならない」というような圧力を感じた」と答えた市職員が7割にも上っている千葉県等の事例は、大変深刻な状況である。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはならない。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という実情が報じられていることから、県庁においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを明確にして、庁舎内の政治的中立性を守っていただくとともに、職員で読みたい方は自宅を配達先とするなど、住民の不安を解消していただきたい。</p> <p><陳情項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなど指導を徹底していただきたい 3 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当はないのかどうかを職員に寄り添って調査・確認すること 	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会